

# 入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和8年2月16日

日本司法支援センター 理事長 丸島俊介

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履行期間 入札説明書及び仕様書による

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA又はBの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 仕様書「第6 入札参加資格に関する事項」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

## 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話 050-3381-1573

## 4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和8年3月12日（木）

上記3の場所及び当センターホームページ上

## 5 仕様書別紙の配付期間及び配付方法

入札公告日から令和8年3月4日（水）

受領を希望する者は、以下のメールアドレスに受領を希望する旨の連絡をすること。仕様書別紙は送信されたアドレス宛てに送信する。

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

## 6 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

## 7 資料等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和8年2月17日（火）から令和8年3月4日（水）

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

閲覧場所：上記3の場所

閲覧手続：仕様書第9の2(6)に掲げる資料の閲覧を希望する者は、事前（閲覧希望日の前日まで）に上記3の担当者メールアドレス宛て連絡の上、日時、閲覧人数等の調整を行うこと。また、別添の機密保持誓約書を作成し、閲覧当日に持参して担当者に提出するとともに、資料から知り得た内容について外部に漏えいしないよう十分な注意を払うこと。

## 8 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年3月11日（水）17時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

## 9 開札の日時及び場所

令和8年3月12日（木）11時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 会議室

## 10 入札方式

最低価格落札方式

## 11 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

## 12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式

期　日	業務内容			備考
2月16日　　月		入札公告  ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示		
		入札説明会(実施しない)		
2月24日　　火　17:00		質問書提出期限		
2月26日　　木　17:00		質問書回答期限		
3月4日　　水　17:00		履行確約書等提出期限		
3月6日　　金　17:00		入札参加合否通知期限		
3月11日　　水　17:00		入札書提出期限		
3月12日　　木　11:00		開札・落札者決定		本部会議室

# 入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

1 入札事項	<b>Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式</b>
2 仕様	別添仕様書のとおり
3 入札書提出期限 及び提出場所	<b>令和8年3月11日（水）17時00分</b> <b>日本司法支援センター本部</b> <b>総務部財務会計課第二係</b> 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
4 開札日時及び場所	<b>令和8年3月12日（木）11時00分</b> <b>日本司法支援センター本部 会議室</b> 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
5 契約予定期日	<b>令和8年3月12日（木）</b>
6 履行期間	別添仕様書のとおり
7 参加資格	(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。 (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格） <b>「役務の提供等」</b> において <b>A又はB</b> の等級に格付けされた資格を有すること。 (4) <b>仕様書「第6 入札参加資格に関する事項」</b> に掲げる条件を満たす者であること。 (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。
8 入札参加条件	入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。 電子メールで提出する場合のメールの表題は、「 <b>【入札書類提出】Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式 ○○社</b> 」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和8年3月6日（金）17時**までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別紙「履行確約書」書式による）…………… 1部
- (2) 「**結果通知書**」（別添参照）…………… 1部  
（別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。）
- (3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し**…………… 1部
- (4) **本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」**…………… 1部  
表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと（値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。
- (5) 「**暴力団排除に関する誓約書**」（別添書式による）…………… 1部
- (6) **仕様書第6「2 公的な資格や認証等の取得」に記載の要件を満たすことを証する書面の写し**…………… 各1部

提 出 期 限 **令和8年3月4日（水）17時00分**

提 出 場 所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

電 話 番 号：050-3381-1573

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

## 9 入札の方法等

### (1) 入札の方法

ア 入札書の入札金額は、入札書内訳を基に算出した総価を記入し、金額の冒頭に￥記号を記載すること。なお、入札書に記載する単価は整数とする。  
イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

ウ 落札後における契約締結に当たっては、入札書内訳に記載された金額による総価（月額基本手数料）及び1件当たりの単価契約（その他の項目）とする。ただし、総価契約部分は入札書内訳に記載された月額基本手数料額に当該金額の10%に相当する額を加算した額に月数を乗じて得た額をもって契約金額とする。また、単価契約部分の消費税及び地方消費税は外税とし、請求書に明示して併せて請求するものとする。

エ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8

(4)の価格証明書書式と同様書式で可。)を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書は所定の用紙を使用すること。

ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。

エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式の入札書在中**」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア 入札参加資格のない入札者による入札

イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反したこととなった場合

ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

(1) 開札は、入札実行者の面前で行う。

(2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合をした者

(3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4) 入札場への入場は、入札事業者 1 社につき 1 名とする。

## 11 落札者の決定

(1) 上記 8 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に關係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

(4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60 % を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

## 12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 5 の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

## 13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない）。

質問書提出期限 令和 8 年 2 月 24 日（火）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

質問回答期限 令和 8 年 2 月 26 日（木）17 時 00 分

## 14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（木村）

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

**【入札・質問】「Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式 仕様書に関する質問について」〇〇社**

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
納付を免除する。
- (3) 費用の自己負担  
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

**Web 口座振替受付サービスの提供及び  
口座振替による償還金収納代行業務一式  
調達仕様書**

令和8年2月

日本司法支援センター

## 目次

第1 調達案件の概要	2
1 調達件名	2
2 調達目的	2
3 用語の定義	2
4 業務の概要	4
5 契約期間及び支払期間	4
第2 業務内容	5
1 口座振替のための金融機関への口座登録	5
2 インターネット上での口座振替受付を可能とするサービスの提供	5
3 口座振替による償還金の収納代行	5
4 業務の引継ぎ等	6
5 各業務の見込み件数	7
6 成果物	7
第3 作業の実施体制・方法	11
1 作業実施体制	11
2 作業場所	12
3 作業の管理に関する事項	12
第4 作業の実施に当たっての遵守事項	12
1 機密保持、資料の取扱い	12
2 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準	14
3 個人情報の取扱い	14
4 法令等の遵守	15
5 デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの遵守	15
6 情報システム監査	15
7 情報セキュリティの管理体制	16
8 その他文書、標準への準拠	17
第5 成果物の取扱いに関する事項	18
1 知的財産権の帰属	18
2 契約不適合責任	19
3 檢査	19
第6 入札参加資格に関する事項	20
1 競争参加資格	20
2 公的な資格や認証等の取得	20
3 受注実績	20
第7 再委託に関する事項	21
1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	21
2 承認手続	21
3 再委託先の契約違反等	22
第8 クラウドサービスの利用	22
1 クラウドサービスの選定、利用に関する要件	22
2 クラウドサービスを利用する場合の取扱い	24
第9 その他特記事項	24
1 前提条件等	24
2 入札公告期間中の資料閲覧等	24

## 第1 調達案件の概要

### 1 調達件名

Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式

### 2 調達目的

日本司法支援センター（以下「センター」という。）が行う民事法律扶助業務等の利用者（以下「利用者」という。）にセンターが立て替えた費用（以下「償還金」という。）を口座振替により速やかに回収することを目的とする。

### 3 用語の定義

本調達において使用する用語及び略語を次のとおり定義する。

表1 用語及び略語の定義

No.	用語	説明
1	民事法律扶助業務	民事裁判手続又は行政不服申立手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する業務。
2	利用者	民事法律扶助等センターが行う業務における弁護士・司法書士費用等の立替制度の援助を利用する者及び援助申込みをしようとする者。
3	償還	センターが立て替えた費用を利用者が分割で返済すること。
4	償還金/立替金	センターが利用者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。利用者は原則毎月センターに償還する。
5	ネット口座振替受付ゲートウェイサービス	株式会社 NTT データが提供する、インターネット上で口座振替契約の受付を可能とするサービス。以下「GW サービス」という。
6	Web 口座振替受付サービス	GW サービスを利用して行うインターネット上で口座振替の申込みから登録までの一連の手続を完結することができるサービス。

No.	用語	説明
7	自動引落口座登録のWeb受付サービスフロントシステム	収納機関であるセンターの口座振替申込サイト及び Web での口座登録を希望する利用者をセンターが管理するシステム。口座登録申請をする利用者の識別情報等を GW サービスに引き渡すほか、同サービスに蓄積された口座等登録結果情報を取り込み、センターが利用者の登録状況等を確認する機能等を持つ。 以下「フロントシステム」という。
8	法テラス口座登録受付サービス	立替金を返済するための口座登録をインターネットにて受付するサービス。センターが運営する口座振替申込サイトの利用者画面において、利用者が入力する利用者情報（氏名・生年月日等）が業務統合管理システムに登録されている情報と一致する場合に、口座情報を登録する GW サービス画面に遷移する仕組みとなっている。
9	業務統合管理システム	センターの基幹システム。民事法律扶助業務においては、援助制度の利用申込みのあった案件を管理し、償還金の自動引落データの作成及び引落結果の取込み、督促管理等を行う。
10	クラウドサービス	事業者によって提供される物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするものであり、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービス。これには SaaS (Software as a Service) 、 PaaS (Platform as a Service) 、 IaaS (Infrastructure as a Service) 等が含まれる。
11	クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービスを提供する事業者。
12	個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとな

No.	用語	説明
		るものを含む。)。
13	民事法律扶助課	センターにおける民事法律扶助業務を所管する本部課室
14	DX 推進室	センターにおける業務等のデジタル化並びにデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に関する総合的な企画及び立案を担う課室。
15	情報システム管理課	センターにおけるインフラストラクチャーや通信機器、事務処理系システム、セキュリティの管理・開発責任課室。
16	フロントシステム運用保守事業者	フロントシステムの運用・保守を行っている事業者。現在のフロントシステム運用保守事業者との契約は令和8年3月31日までとなっている。
17	業務統合管理システム構築事業者	令和10年5月に予定されている業務統合管理システムの更改を担当している事業者。
18	センター営業日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年1月3日まで（以下「センターの休日」という。）以外の日を指す。

#### 4 業務の概要

- (1) 口座振替のための金融機関への口座登録
- (2) インターネット上の口座振替受付を可能とするサービスの提供
- (3) 口座振替による償還金の収納代行

#### 5 契約期間及び履行期間

契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、上記4(1)及び(2)について、履行期間内にセンターが送付する口座振替依頼書に係る口座振替契約につい

て業務を行うこと。また、上記4(3)の業務については、履行期間に属する日を振替日とする償還金の収納代行を行い、センターへ入金すること。

なお、センターと受注者との協議により、契約締結日から起算して契約期間が7年を経過しない範囲で、一月単位で契約期間及び履行期間を延長可能とすること。

## 第2 業務内容

### 1 口座振替のための金融機関への口座登録

- (1) 利用者からの口座振替申請は、口座振替依頼書（センターが指定する書式・紙媒体）により行うものとする。受注者は、センターが送付する利用者の口座振替依頼書を、利用者が指定する各金融機関（ゆうちょ銀行を除く。以下同じ。）に届け出て、振替日（毎月27日、同日が金融機関の休業日の場合は、翌金融機関営業日とする。以下同じ。）に償還金の口座振替を可能とするための口座登録を行うこと。
- (2) 記載内容に不備があるなどの理由で各金融機関から返戻された口座振替依頼書については、速やかにセンターに返送すること。
- (3) センターは、利用者の口座振替依頼書を振替日の前月1日前までに受注者に送付するものとする。

### 2 インターネット上の口座振替受付を可能とするサービスの提供

- (1) 利用者がスマートフォンを利用し、Web口座振替受付サービスを利用できる環境を整備すること。
- (2) 対象金融機関（ゆうちょ銀行を除く）への接続に係るGWサービスの利用に必要な契約等の手続は、一切を受注者の責任と負担において行うものとする。同利用に当たって合理的に必要ないし付隨するとセンターが認める業務についても同様とする。
- (3) 業務統合管理システム及びフロントシステムとの連携にセンターが必要と認める作業、支援、情報提供等を行うこと。
- (4) フロントシステム運用保守業者が変更となった場合は、本業務を円滑に遂行するため、センター及び新たなフロントシステム運用保守事業者と業務の引継ぎ等に必要な協議を行い、センターが必要であると認める作業等を行うこと。

### 3 口座振替による償還金の収納代行

#### (1) 口座振替

受注者は、センターが振替日の10金融機関営業日前までに送付する償還金の請求データにより、各金融機関へ口座振替依頼を行い、償還金の収納代行を行うこと。各金融機関の振替手数料は、受注者の負担とする。

口座振替後、利用者の通帳には「ホウテラス」と印字されるようすること。

(2) センターへの報告

受注者は、センターに対し、振替日の翌日から起算して4金融機関営業日以内に振替結果をデータで報告すること。

(3) センターへの入金

受注者は、口座振替により収納した償還金を、振替日の翌日から起算して10金融機関営業日以内に、センターの指定する金融機関口座へ振り込むこと。振込手数料は、受注者の負担とする。

(4) 送受信データの形式

前記(1)及び(2)のデータは、別紙の形式のテキストデータに基づいて作成するものとする。なお、同形式に適合させるためにデータの変換等を要する場合には、受注者において必要な仕組み等を用意すること。

(5) データ送受信の方法

前記(1)及び(2)のデータ送受信はインターネット経由で行うこととし、受注者側でセキュリティ対策を講じた受渡し環境を準備すること。データ容量が多くなった場合でも遅滞なく送受信できる方式により行うものとする。なお、受渡し環境の構築にかかる費用は受注者の負担とする。

(6) テスト等の実施

契約締結後、データの送受信等に関するテストの実施に協力すること。テストの実施に当たり必要な費用は受注者負担とする。また、業務統合管理システムは令和10年度に更改を予定しているため、本業務を円滑に遂行するにあたり必要となる作業についてセンターに協力すること。センター並びに業務統合管理システム構築事業者と業務の引継ぎ等に必要な協議を行い、センターが必要であると認める作業等を行うこと。

#### 4 業務の引継ぎ等

本業務を開始するに当たっては、受注者において、本年度に本業務を履行している者（以下「現行業者」という。）と十分な引継ぎを行うとともに、収納代行者の変更に必要な手続を完了すること。なお、当該手続には、現行業者との間で既に口座登録を完了した利用者が受注者との間で再登録を行う作業を含むものとし、その場合の引継ぎ及び変更手続に必要な費用は受注者の負担とする。

また、本調達における契約期間満了後、新たな受注者が選定された場合には、契約期間満了までに業務の引継ぎに必要となる作業等を全て行うこと。

## 5 各業務の見込み件数

1か月当たりの見込み件数は以下のとおりであるが、この件数を保証するものではない。

- (1) 口座振替依頼書による口座登録件数 約 4,000 件
- (2) Web 口座振替受付サービスによる口座登録件数 約 500 件
- (3) Web 口座振替受付サービス通信処理件数  
((2)以外の認証エラー、中断等による口座登録未了) 約 300 件
- (4) 口座振替依頼件数 約 80,000 件 (対象銀行は約 900 行)
- (5) 口座振替（収納）件数 約 60,000 件

## 6 成果物

- (1) 成果物名

成果物及び納入期限を「表 2 成果物一覧」に示す。ただし、製品の仕様等により納入できる成果物がない場合はセンターの承認を得ること。

表 2 成果物一覧

No.	成果物名	概要	媒体 納品数量	納入期日
1	プロジェクト計画書	本調達における作業全体スケジュール（WBS等）、作業体制、作業実施概要、機密体制、開発形態、開発環境、その他（前提条件・制約条件）等を記載したもの。作業体制については、本調達に参加する人員及び当該人員のそれぞれの役割、所属、専門性、実績及び国籍情報並びに関係事業者間との指揮命令系統を定義した作業体制図を作成すること。	紙・電子各 1 部	契約締結後10営業日以内。 体制に変更があった場合は、変更日から10営業日以内。
2	情報セキュリティ管理計画書	本調達における情報セキュリティ対策の実施及び管理办法、管理体制等について記述したもの（情報セキュリティ	紙・電子各 1 部	契約締結後10営業日以内。 体制に変更があった場合は、変

		インシデントが発生した場合の調査・報告・対応方法・再発防止策の基本的なルール等を含む。)。		更日から10営業日以内。
3	作業実施要領	コミュニケーション管理、体制管理、品質管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告・対応方法等、基本的なルールを定めたもの。受注者の作業を含む。	紙・電子各1部	初版は契約締結後10営業日以内。 最終納入期限は令和10年3月31日とする。
4	Web口座振替受付サービスの初期設定及び本サービスの提供の役務	センター担当者がWeb口座振替受付サービスを利用するため必要とされる権利、ライセンスの提供及びそれに伴う初期設定を行うこと	紙・電子各1部	令和10年3月31日までの間でセンターと協議の上、決定する期日。
5	サービス仕様書	Web口座振替受付サービスの仕様について記述したもの	紙・電子各1部	契約締結後10営業日以内。 改訂等があった場合は、改訂した日から10営業日以内。
6	インターフェース仕様書	Web口座振替受付サービスのインターフェース仕様について記述したもの	紙・電子各1部	契約締結後10営業日以内。 改訂等があった場合は、改訂した日から10営業日以内。
7	画面操作マニュアル	担当者がWeb口座振替受付サービスを利用するため必要な事項が記載されたもの。センターが認める場合には、オ	紙・電子各1部	令和10年3月31日までの間でセンターと協議の上、決定する期

		ンラインマニュアルをもって納入物に代えることを許容する。		日。
8	Web 口座振替受付サービスのサポート連絡先	Web 口座振替受付サービスのサポートに係る連絡先や連絡方法及び簡易なサポート体制を記載したもの	紙・電子各 1 部	令和10年 3月31 日までの間でセンターと協議の上、決定する期日。
9	障害報告書	発生した障害の内容、原因及び対応について記載したもの。	電子 1 部	障害復旧後 5 営業日以内
10	テスト証跡	全テストの正常完了の証跡（プログラムにより自動実行するテストの場合、存在しない場合がある）。	電子 1 部	令和10年 3月31 日までの間でセンターと協議の上、決定する期日。
11	打合せ資料及び議事録	業務統合管理システム及びフロントシステムとの連携等に関する会議体及びの打合せ資料と議事録一式。	電子 1 部	会議実施後 3 営業日以内
12	口座等登録結果情報	前日までに登録された一日分の口座等の登録結果情報。ファイル伝送によること。	電子 1 部	原則として、翌営業日の午前 9 時まで。 システム停止を伴うメンテナンスがある場合には、原則として予定日の 2 週間前までに通知し、納入期限についてセンターの承認を得ること。

13	引継ぎ資料	第2の4で示した引継ぎ等に必要な資料のうち、本表中No.1～12に含まれないもの	紙・電子各1部	令和10年3月31日までの間でセンターと協議の上、決定する期日。
----	-------	--	---------	----------------------------------

## (2) 成果物の納入方法

- ア 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言や、ソースコード等の英字で作成することが一般的な成果物については、そのまま記載しても構わないものとする。また、製品附属マニュアルについては、日本語表記の対象外とする。
- イ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
- ウ 成果物は紙媒体又は電子データにより作成し、センターから特別に示す場合を除き、「表2 成果物一覧」に示した媒体及び部数を納入すること。なお、成果物は、センターが維持管理できるよう体系的に整備すること。
- エ 紙媒体による納入について、印刷物を製本又はバインダー等に取りまとめ納入すること。用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- オ ファイル伝送以外の電子データの納入については、Microsoft Office形式及びPDF形式の2種類のファイル形式で作成すること。ただし、センターがMicrosoft Office形式のみ又はPDF形式のみを納入するよう指定した場合はこの限りでない。また、Microsoft Office形式での納入が困難な場合は、センターと事前に協議の上、PDFのファイル形式で作成すること。電子データの納入方法は、特に定めのない場合を除いて、DVD-R等のメディアを利用すること。
- カ 納入後、センターにおいて改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納入すること。
- キ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。
- ク 成果物が外部に不正に使用されたり、納入過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納入方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ケ 電磁的記録媒体により納入する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に

対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）は、記載したラベルを貼り付ける、又は成果物内にデータとして格納する等してセンターに明示すること。

- コ 成果物について変更、修正等が発生した場合は、その都度、速やかに必要な変更等を行い、再度納入すること。
- サ 受注者が保有する特許などを用いる場合には、成果物にその旨を明記すること。
- シ 受注者は「表2 成果物一覧」の納入期日に納入できるよう事前にセンターと協議すること。

### (3) 成果物の納入場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、センターが納入場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー9階

日本司法支援センター本部 民事法律扶助課

## 第3 作業の実施体制・方法

### 1 作業実施体制

- (1) 受注者は、本調達を実施するために必要なスキル、経験、資格等を有する各担当者を配した作業実施体制を整え、本調達を適切なプロジェクト管理の下で行うこと。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。
- (2) 本調達の履行に当たり、センターと受注者の双方で合意した計画どおりに履行できない、本仕様書に示す要件や品質レベルを確保できない等の場合には、センターは、受注者に対して業務改善要求を行う。受注者は、業務改善要求を受けた場合、発生している事象を時系列で整理し、改善を要求されている事項の原因を分析の上で、作業プロセスの変更、体制の増強等の改善策を提示すること。当該改善策は、センターの承認を得て、定めた期日までに確実に完遂すること。改善策の提示及び実施によっても、センターが業務継続は困難であると判断した場合、センターは受注者に対して、更なる業務改善や要員の種別を問わず交代を要求があるので、これに従うこと。

上記のセンターからの要求に伴い要員を交代する場合又はやむを得ない事情により要員を交代せざるを得ない場合は、速やかに後任者を選定すること。選定に当たっては、前任者と同等以上の能力・経験等を有する者であることを事前にセンターに書面で表明及び保証し、承諾を得ること。

## **2 作業場所**

本調達に係る作業については、原則として、受注者の社内で行い、本調達の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任及び負担において用意すること。また、必要に応じてセンターが現地確認を実施することができるものとする。

## **3 作業の管理に関する事項**

- (1) コミュニケーションツールについては、原則として Microsoft Teams を利用すること。これ以外のコミュニケーションツールを利用する場合には、ブラウザで利用することが可能であるものとする。
- (2) コミュニケーション管理に当たっては、全て書面又はメール等の記録が残る形式で行い、関係者間での適切な情報共有に留意し、適時的確な情報連絡に努めること。ただし、急を要する場合は、第一報を電話等の口頭で行うこと。その場合においても、事後、必ず書面又はメール等の記録が残る形式でセンターに報告すること。

## **第4 作業の実施に当たっての遵守事項**

### **1 機密保持、資料の取扱い**

- (1) 受注者は、以下に定める本調達に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。
  - ア 本調達で知り得た情報は本調達の遂行のためにのみ使用するものとし、委託した業務以外の目的で利用しないこと。本調達の契約終了後も同様とする。
  - イ 本調達に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた成果物（印刷した帳票を含む。）及び本調達を履行する上で知り得た公知のものを除く一切の情報を、いかなる場合にも第三者（センターが事前に書面により開示を承諾した者を除く。）に開示又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
  - ウ センターと合意した作業場所からの情報の持出しを禁止すること。
  - エ 受注者は、本調達に係る業務を実施するに当たり、情報セキュリティインシデントの発生若しくは発生する可能性を認知した場合又は情報等の目的以外での利用若しくは利用する可能性を認知した場合は、受注者の責任及び負担において、速やかにセンターへ報告し、当該機密情報を回収するために必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最大限の努力を払うこと。また、受注者の責めに帰するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと。受注者は、上記の措置に加え、受注者の責任及び負担において、速やかに、次に掲げる措置を講じること。

と。

- (ア) 情報セキュリティインシデントの内容及び影響範囲の調査・報告
- (イ) 情報セキュリティインシデントに対応するための手順等の作成・報告
- (ウ) 情報セキュリティインシデントに対応するための対応手順等に基づく報告及び措置の実施
- (エ) 情報セキュリティインシデントによって被害を受けたセンター情報システムの復旧措置
- (オ) センターの指示に基づく措置の実施
- (カ) 情報セキュリティインシデントの具体内容及び原因並びに実施した対応措置等を内容とする報告書の作成及び提出
- (キ) 再発防止対策の迅速な立案及び提出並びにセンターが承認した後における同対策の実施

オ 受注者は、本調達に係る業務を履行するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体及びその複製等全てを、業務終了時にセンターに返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にしたうえで確實に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。また、返却又は廃棄を行った場合は速やかにセンターにその旨を報告すること。

カ データ項目ごとの格付・取扱・アクセス制限を参考し、機密性区分の格付を行うこと。また、格付ごとに適切な管理措置（例：アクセス制限、暗号化等）を講じること。

キ 適切な措置が講じられていることを確認するため、センターが遵守状況の報告を求めることや、必要に応じてセンターによる実地調査が実施できること。遵守状況が不十分である場合は、センターと協議の上、改善策を実施すること。

- (2) 受注者は、本調達の履行に際し、本システムにセンターの意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、センターと連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、センターから要求された場合には提出するなど）を整備すること。また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出すること。
- (3) 上記情報セキュリティ要件における受注者の実施内容を情報セキュリティ管理計画書に取りまとめた上でセンターの承認を得ること。なお、プロジェクト計画書において情報セキュリティ管理計画書に相当する内容が記載されている場合は、当該資料を情報セキュリティ管理計画書に代えても差し支えない。

## 2 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和7年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること（以下記載は、基本的な事項である。）。

- (1) 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。
- (2) セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。
- (3) 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、稼働前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。
- (4) 不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。
- (5) ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。
- (6) 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じるにあたり、「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」（令和7年7月1日内閣官房国家サイバー統括室）を参照すること。

## 3 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報及び要配慮個人情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いについて、センターと協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
  - ア 個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
  - イ 個人情報等の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- (2) 本調達の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、センターの承認を得た上で実施すること。
- (3) 本調達の遂行に際して個人情報等を取得し取り扱う場合、本調達のために定められた利用目的外の利用を厳に慎み、本調達のために供する個人情報等は他の個人情報等と分別して保管し、センターと協議の上で書面により定めた環境下で所定の仕様に依

拠して遂行すること。また、本調達を遂行する業務従事者にあってもこれを実効あらしめるものとするため、必要な管理監督及び教育を行うこと。

- (4) 個人情報を複製する際には、事前にセンターの承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- (5) 受注者は、本調達を履行する上で個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、センターに事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- (6) 個人情報等の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかつた場合は、本調達の契約解除の措置を受けるものとする。

#### 4 法令等の遵守

本調達の遂行に当たっては、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法規を遵守し履行すること。

#### 5 デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの遵守

本調達の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（デジタル庁）」（以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（デジタル庁）」（以下「解説書」という。）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

#### 6 情報システム監査

- (1) 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、センターが情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、センターが定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。（センターが別途選定した事業者による監査を含む）。
- (2) 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担

当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

## 7 情報セキュリティの管理体制

- (1) 情報システムの設計・開発、運用・保守工程において、センターの意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) センターの意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）をセンターとの協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。
- (3) 情報システムにセンターの意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、センターと連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注元から要求された場合には提出させるようとする等）また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類をセンターとの協議の上、必要と判断された場合は提出すること。
- (4) 情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
- (5) セキュリティ関連のテストの実施結果が確認できること。脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン」の実施基準を満たすように、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。また、脆弱性検査の終了時には実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書に取りまとめること。
- (6) 情報システムの開発環境、本番環境、検証環境を分離し、各環境で取扱う情報の機微性等に応じてアクセス制御等必要なセキュリティ対策を実施すること。
- (7) センター情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点を下表に示す。各項目に対して漏れなく対応すること。

表3 情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点

No.	要因	セキュリティ上の問題点
1	認証管理不備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共用アカウントが使用される際に、利用者特定の仕組みや取扱いに関するルールが整備されていない</li><li>・ 推測されやすい脆弱なパスワードが使用されている</li><li>・ 認証情報がファイル等に平文で書かれている</li></ul>

2	アクセス制御不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な強度の認証が行われていない</li> <li>ネットワーク、システムへのアクセス制限が実施されていない</li> <li>アクセス権が必要最小限のアクセス権付与が守られておらず、過剰である</li> </ul>
3	暗号化不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要情報が流れる各機器間の通信経路において、必要な暗号化が実施されていない</li> </ul>
4	資産管理、脆弱性管理不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用しているソフトウェアや機器の状態を把握していない（最新状態を維持できていない）</li> <li>OS やミドルウェア、ファームウェア等の脆弱性対策が適切に実施されていない</li> </ul>
5	Web アプリケーションの脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> <li>SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の初歩的な Web アプリケーションの脆弱性が存在している</li> <li>パラメータ改ざんにより、本来アクセスできないデータを操作できるなどの脆弱性が存在している</li> </ul>
6	ログ管理不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ログ取得の範囲が目的に応じて定められていない（必要なログが取得されていない）</li> <li>定期的なログの点検又は分析が実施されていない</li> </ul>
7	外部委託の管理不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託に係る契約に、遵守事項で定める委託先の情報セキュリティ対策が含まれていない</li> <li>外部委託に係る契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認していない</li> </ul>

## 8 その他文書、標準への準拠

アプリケーション・コンテンツの作成規程は、次のとおりとする。

- (1) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないよう以下の対策を行うこと。
  - ア アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
  - イ アプリケーション・コンテンツを提供する前に、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
- (2) 提供するアプリケーションに脆弱性を含めないこと。

- (3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- (5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう以下の対策を行い、開発すること。
  - ア センター外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。必要があって当該機能を含める場合は、センター外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認すること。
  - イ 本来のサービス提供に必要なないセンター外へのアクセスを自動的に発生させる機能を含めないこと。

## 第5 成果物の取扱いに関する事項

### 1 知的財産権の帰属

- (1) 受注者が作成した成果物（提出書類、設定等）について、著作権法第21条から第28条までに定める著作権は、引渡しにより、センターへ帰属するものとする。なお、受注者が本調達より前に留保している知的財産権及び著作物に関しては、事前にセンターに提示するとともに、改修や再利用に関する条件を明示し、センターによる将来にわたる利用が行えるように調整すること。
- (2) 受注者が作成した成果物について、センター及びセンターが指定する第三者に対し、同法第18条から第20条までに定める著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 受注者は、全ての成果物が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないことを表明及び保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受注者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者が納入した成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、受注者が自らの責任と費用負担にお

いて対応すること。

- (5) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を、自らの責任と費用負担において行うこと。この場合、受注者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物を許諾条件の範囲で使用するものとする。

## 2 契約不適合責任

- (1) センターは、成果物の納入を受けた後、その内容が本調達の内容に適合しないものであること（バグを含む。）を発見したときは、受注者に対して、受注者の費用でこれを修補等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。
- (2) センターは、相当と認める期間を定め、受注者に対し前記(1)の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、センターは、受注者に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。
- ただし、次のアからエに掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、受注者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。
- ア 履行の追完が不能であるとき。
- イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ウ 契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- エ 前記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催告をしても受注者が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) センターは、前記(2)の規定にかかわらず、本調達に係る契約の不適合により損害を被ったときは、受注者に対して、損害の賠償を請求することができる。
- (4) 受注者は、本調達についてセンターが検査を行った日を起算日として1年間、成果物に対する契約不適合に係る責任を負うものとする。ただし、検査完了時において、受注者が当該不具合を知り若しくは重過失により知らなかつた場合又は当該不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

## 3 検査

- (1) 受注者は、成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。

- (2) 受注者は、検収の結果、履行内容に不備又は誤り等が見つかった場合には、速やかに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、センターと合意した日時までに再度納入し検査を受けること。

## 第6 入札参加資格に関する事項

### 1 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

### 2 公的な資格や認証等の取得

- (1) 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ア 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
- イ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）。
- (2) 応札者は、情報セキュリティに係る以下の条件のうち、2つを満たすこと。
- ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
- イ 一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- ウ 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。なお、証する書面として以下のいずれかを提出すること。
- ・応札者が過去に実施した情報セキュリティ監査の結果
  - ・情報セキュリティ対策ベンチマークの結果

### 3 受注実績

応札者は過去 3 年以内に、月間 50,000 件以上の口座振替実績があること。また、セ

ンターが求めた場合、実績を疎明すること。

## 第7 再委託に関する事項

### 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 本調達の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。ただし、主たる部分を除く一部について、受注者があらかじめ再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りでない。
- (2) 受注者における統括責任者、プロジェクトリーダー及び運用保守責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (3) 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (4) 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、当該調達仕様書のセキュリティ対策にかかる措置の実施を再委託先に担保させること。また、再委託先のセキュリティの対策実施状況を確認できるよう、再委託先との契約内容に含めること。再委託先が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる（以下「再々委託」という。）場合の取扱いも同様とする。
- (5) 契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

### 2 承認手続

- (1) 本調達の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、以下の内容を記載した「再委託承認申請書」をセンターに提出し、あらかじめ承認を受けること。
  - ア 再委託先の商号又は名称、住所、資本関係や役員等の情報を含めた基本情報及び作業場所
  - イ 再委託を行う業務の範囲、再委託に従事する従業員の所属・国籍
  - ウ 再委託を行う理由、再委託に係る業務の履行能力（実績・情報セキュリティに係る資格・研修実績を含む。）、履行体制図、インシデント対応手順、再委託予定金額
  - エ その他センターが求める事項を記載した再委託承認申請書をセンターに提出し、あらかじめ承認を得ること。
- (2) 前項による再委託先の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面一式をセンターに提出し、承認を得ること。
- (3) 再々委託が行われる場合には、再々委託先の商号又は名称、住所、当該再々委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を作成し、センターに提出すること。

- (4) 受注者は、本調達において受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先又は再々委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先又は再々委託先が実施する情報セキュリティ対策及びその実施状況並びに「第4 作業の実施に当たっての遵守事項」の遵守についてセンターに報告すること。

### 3 再委託先の契約違反等

再委託先又は再々委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、センターは、当該再委託先への再委託又は再々委託先への再々委託の中止を請求することができる。

## 第8 クラウドサービスの利用

### 1 クラウドサービスの選定、利用に関する要件

利用するクラウドサービスは、以下の要件を満たすものとすること。

#### (1) センターの情報資産の保護

- ア 情報資産を管理するデータセンターの物理的所在地が日本国内であること。
- イ センターの指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ウ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンターに移管されないこと。
- エ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- オ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- カ 情報資産の所有権がクラウドサービス提供者に移管されるものではないこと。
- キ センターが要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができるのこと。
- ク 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
- ケ 情報資産が残留して漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
- コ 自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。

#### (2) 技術的条件

- クラウドセキュリティに関する次のいずれかを取得していること。
- ア 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）クラウドサービスリストに登録されており、言明範囲に含まれるクラウドサービスであること。
- イ ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証を取得し

ていること。また、個人情報の利用においては、ISO/IEC27018 又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証を取得していること。

ウ 内部統制の保証報告書（SOC 報告書（Service Organization Control Report）の Type2 の SOC2 又は type3 の SOC3 で 1 年以内のもの）の写しを提出可能のこと。ただし、当該監査で選択したトラスト原則に「セキュリティ」が含まれること。

エ クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付されていること。

### (3) その他の要件

ア クラウドサービスの廃止、サービスの内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の 6 月以上前が望ましい。）にセンターへ通知すること。

イ クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存されたセンターのデータについて、クラウドサービス上において復元できない形で抹消されること。

ウ クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、センターが確認できること。また、ログの不正な改ざんや削除、漏えい等を防止するための措置（ログに関するアクセス制御等）を備えること。なお、証跡は 1 年間以上保存すること。

エ クラウドサービスの稼働は原則として 24 時間 365 日であるものとし、稼働率が 99.9% 以上を満たすこと。

オ クラウドサービス上で取扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うことが可能であること。

カ クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取扱う情報を確実に抹消できること。

キ Active Directory や LDAP のような認証基盤を必要とせずサービスが提供できること。

ク バックアップやレプリケーションをリアルタイムで別拠点、又はメインと別の媒体で保管され可用性が保証されている環境のデータセンターに保管し、災害復旧で活用可能なことが望ましい。

ケ SaaS ベースで構築することを前提に検討し、SaaS では要件を満たさない場合は、PaaS、IaaS などを選択すること。

コ 今後、利用者の拡大や口座登録件数等の増加が見込まれることから、今後の発行アカウント数の拡大時の安定稼働やスケーラビリティ、運用費用の抑制等の観点から、本調達の趣旨に適したクラウドサービスを利用すること。

## **2 クラウドサービスを利用する場合の取扱い**

クラウドサービスを利用する場合は、当該サービスに係る設定情報やその他センターが必要とする情報一式を取りまとめて提出すること。

## **第9 その他特記事項**

### **1 前提条件等**

- (1) 受注者は、本調達の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本調達を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと調整を行うものとする。
- (2) 受注者は、センターが本調達に係る契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応するものとする。
- (3) 受注者は、施設・設備等の管理及び運用に関し、センターが定める諸規程及びセンターの指示を遵守するものとする。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は本調達の内容を変更する必要が生じたときは、センターと受注者で協議し、決定するものとする。
- (5) 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受注者で協議し、決定、解決するものとする。

## **2 入札公告期間中の資料閲覧等**

本調達に係る資料等の閲覧については、以下のとおりとする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に(5)に定める連絡先まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

- (1) 資料閲覧場所  
日本司法支援センター本部内指定場所
- (2) 閲覧期間及び時間  
ア 令和8年2月17日（火）から3月4日（水）まで（センターの休日を除く。）  
イ 上記日程の10時から17時（12時から13時を除く。）のうち、最大2時間とする。
- (3) 閲覧手続  
1 事業者について最大2回までとし、閲覧人数は最大4名まで。閲覧希望日の前日までにセンター本部財務会計課担当者宛てに閲覧予約依頼をし、閲覧日当日までに別記様式「機密保持誓約書」を作成の上、提出すること。
- (4) 閲覧時の注意  
閲覧にて知り得た内容については、本調達の応札に係る検討及び資料作成以外には

使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

(5) 連絡先

日本司法支援センター本部財務会計課

電話 : 050-3381-1573

Email : keiyaku@houterasu.or.jp

(6) 事業者が閲覧できる資料一覧表

閲覧に供する資料の例を次に示す。

ア 情報セキュリティ関係規程

- (ア) 日本司法支援センターにおける情報セキュリティ対策の基本方針
- (イ) 情報セキュリティ対策基準
- (ウ) 情報取扱要領
- (エ) 情報システム管理要領
- (オ) 情報システム取扱要領
- (カ) 業務委託及び外部サービス取扱要領

以 上

令和 年 月 日

日本司法支援センター 御中

所在地  
会社名  
担当者  
電話  
FAX  
E-Mail

### 機密保持誓約書

当社は、貴センターの「Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」に関して、貴センターから閲覧を許可された資料について、以下の事項を厳守します。

- 1 本件調達を受注するための検討以外の目的に利用しないこと。
- 2 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容を提供しないこと。
- 3 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の内容が漏えいすることのないように措置すること。
- 4 本件調達に関与した者が異動した後においても、機密が保持されるよう措置すること。
- 5 閲覧資料の内容の漏えい等によって機密が侵害され、貴センターに損害を与えた場合には、損害を賠償する責任があることを認めること。
- 6 その他、閲覧資料の機密保持に関して適切な措置を講じること。

以上

## 質問書

件名 「Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」

日付 令和 年 月 日  
所在地  
会社名  
担当者  
電話  
FAX  
E-mail

項目番号	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	仕様書○(O)	○○ページ	「○○○」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

【別紙】

## 履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和8年2月16日付け公告の「Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確認いたします。

令和 年 月 日

住 所  
会社名  
代表者

印

担当者  
氏 名  
連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号 )

(メールアドレス )

日本司法支援センター

## 結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和8年2月16日付け公告の「Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村  
電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

# 入札書

入札物件名 Web口座振替受付サービスの提供及び口座振替による  
償還金収納代行業務一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量一式・税抜価格) ①+②+③+④+⑤

(内訳)

月額基本手数料	円	×	24月	=	円	…①
口座振替依頼書による 口座登録費用	円	×	4,000件 × 24月	=	円	…②
Web口座振替受付サービス による口座登録費用	円	×	500件 × 24月	=	円	…③
Web口座振替受付サービス 通信処理費用	円	×	300件 × 24月	=	円	…④
口座振替依頼費用	円	×	80,000件 × 24月	=	円	…⑤

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名  
又は  
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

## 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所・連絡先

氏 名

代理人  
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

## 委任状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏名

印

復代理人 住所・連絡先  
氏名

復代理人  
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

# 契 約 書

1. 件 名 Web 口座振替受付サービスの提供及び口座振替による償還金収納代行業務一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 履行期間 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 基本手数料総額 金●●●●●●円  
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●円)  
月額内訳は別紙1のとおり  
各業務の単価  
別紙2のとおり (消費税及び地方消費税額を含まない。)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、業務委託契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

## （監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

## （検査）

第3条 乙は、毎月の業務を完了したときは、当該月の業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、毎月の業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、当該月分の契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかつたときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式に

より「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
  - (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
  - (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
  - (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
  - (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
  - (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
  - (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を探ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
  - (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。  
(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第 10 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する金額相当額を控除した額及び契約単価（契約締結後に契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価。以下同じ。）に発注数量を乗じて得た額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第 11 条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
  - (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
  - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（単価契約部分は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
  - 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
  - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となつたときは、本契約を解除することができる。
  - 5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - 6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第 12 条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 13 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第

- 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 3 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による納付命令（同法第 7 条 3 の第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第 1 項及び第 2 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。
- （属性要件に基づく契約解除）
- 第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようになければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、

これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第21条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第22条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第23条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。

3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第24条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第25条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 階  
日本司法支援センター

理 事 長 丸 島 俊 介

乙 東京都●●区●●町……

●●株式会社

代表取締役



(登録番号 T-\*\*\*\*\*)

## 契約金額内訳

月額基本手数料	単位:(円)
履行期間	月額金額(税込)
令和8年4月1日～同月30日	
令和8年5月1日～同月31日	
令和8年6月1日～同月30日	
令和8年7月1日～同月31日	
令和8年8月1日～同月31日	
令和8年9月1日～同月30日	
令和8年10月1日～同月31日	
令和8年11月1日～同月30日	
令和8年12月1日～同月31日	
令和9年1月1日～同月31日	
令和9年2月1日～同月28日	
令和9年3月1日～同月31日	
令和8年度 計	
令和9年4月1日～同月30日	
令和9年5月1日～同月31日	
令和9年6月1日～同月30日	
令和9年7月1日～同月31日	
令和9年8月1日～同月31日	
令和9年9月1日～同月30日	
令和9年10月1日～同月31日	
令和9年11月1日～同月30日	
令和9年12月1日～同月31日	
令和10年1月1日～同月31日	
令和10年2月1日～同月29日	
令和10年3月1日～同月31日	
令和9年度 計	
総合計	

**契約金額内訳(単価表)**

番号	内容	1件当たり単価 (円/税抜)	1月当たり 予定件数	予定総額 (円/税抜)
1	口座振替依頼書による口座登録費用		4,000 件	0
2	Web口座振替受付サービスによる口座登録費用		500 件	0
3	Web口座振替受付サービス通信処理費用		300 件	0
4	口座振替依頼費用		80,000 件	0
1月当たり単価費用合計 (契約単価×1月当たり予定数量)				0